

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当額改定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年1月5日付けの特別児童扶養手当額改定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った特別児童扶養手当額改定処分（以下「本件処分」という。）について、その変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

- (1) ○○及び東京都において、各主治医の診断書では同様に「重度知的障害で自閉症スペクトラム症を伴う」症状と相違なく診断されており、現在でも症状の改善はされていないが、前回（1級）とは違った判定（2級）がされている。

東京都の主治医が作成した診断書（本件診断書）は、今回1級の更新のため、○○の主治医の診断書（前回診断書）と病状に相違がないことから、同様に作成・提出されたものである。東京都の主治医も本件処分に疑問があり、本件診断書の記載だけでは詳しい病状が説明できないのではないかとの判断により、追加診断

書を送付した。本件診断書だけでも重度と理解できるところを、あえて追加の診断書、愛の手帳2度の判定書を提出したにも関わらず、弁明書で争う姿勢からは、最初から適切な判定が行われたとは到底思えない。

(2) 本人の生活状況等は以下のとおりであり、令和4年1月24日付けの追加診断書でも、内容に相違がない旨付記されている。

ア 重度のコミュニケーション障害と生来の知的発達の遅れがあり、言葉でのコミュニケーションは著しく困難であり、現在の年齢(〇〇歳)でも2語文以上の発語は認められていない。ひらがな、数字を理解できず読み書き、計算が不可能な状態である。

イ 自閉症スペクトラム症の強いこだわりがあると共にADHD症状、知的障害、精神遅滞があり、落ち着き、集中力がなく著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で、常時目が離せず援助を必要としている。

ウ 感情のコントロールができず、衝動的行動(駐車場や道路に飛び出すなどの危険な行動への認識がなく静止がきかない)、攻撃的行動(物を破壊する、人を殴る、引掻いて傷つける、棒などで叩くなど)、パニック発作(こだわりが強く発作的に人前で所かまわず泣き叫ぶ、怒るなど)、異常行動(スーパーマーケットなどの商業施設内で商品に口をつける、触る、走り回る、人前で奇声をあげる、他人の持ち物に興味があると触りにいく、他人の行動を妨害する)などの問題行動を頻繁に起こすため、常に両親の監視、介護を必要としている。また、精神遅滞により、日常生活全般は全介助を必要としている。

エ 生来から光過敏があり、その度に偏頭痛がおこり、ぐったりしてしまう。日中でも突発的におこり外出中に突然うずくまり、倒れてしまうことがある。

オ 生来から強度の睡眠障害があり、メラトベルを服用し睡眠コントロールをしなければ夜眠ることができず、朝起きて通学す

ることが困難である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 1 0 月 3 日	諮問
令和 4 年 1 0 月 2 8 日	審議（第71回第2部会）
令和 4 年 1 1 月 2 5 日	審議（第72回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 手当の認定及びその額

手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当すべき「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、その状態については、同条5項において、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。

法4条において、手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児1人につき33,300円（障害の程度が法

2条5項に規定する障害等級の1級に該当する障害児にあっては、50,000円)としているが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)5条の2において、令和2年4月以降の月分の手当については、法4条中「33,300円」とあるのは「34,970円」(「50,000円」とあるのは「52,500円」)と読み替えて、法の規定を適用するとしている。

そして、法施行規則19条1項は、都道府県知事は、手当の額を改定したときは、特別児童扶養手当額改定通知書を受給者に交付しなければならないとしている。

## (2) 障害等級の各級の障害の状態

法施行令は、1条3項において、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三(以下「政令別表」という。)に定めるとおりとし、同表において各級の障害の状態を定めている(別紙2参照。ただし、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第4号(知的障害・精神の障害用)であることから、当該障害に関連する部分のみを抜粋した。)

## (3) 医師の診断書

法施行規則1条は、法5条の規定による手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を定めている。

そして、受給資格者に対し有期認定を行った場合で、当該受給資格者が認定期間後も引き続き手当を受給しようとする場合の手続は、当該受給資格者からの認定の請求に基づき行われるものではないが、「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」(令和元年5月31日付障発0531第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)3・(2)によれば、有期認定に係る場合についても、受給資格者は医師の診断書を提出することが

求められている。

以上によれば、手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、総合的に判断するべきものであると解される。

#### (4) 認定要領

ア 政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）が定められている。

イ 認定要領2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえで適正な認定を行うこととしている。

認定要領2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、精神疾患（知的障害を含む）等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととしているが、必要な場合には、適宜必要な期間を定めて再認定を行うこととしている。

ウ 認定要領3・(1)は、障害の状態を審査する医師について、都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこととしている。

エ 認定要領4・(1)は、各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添の「特別児童扶養手当認定診断書」によることとしている。

オ 認定要領4・(3)は、障害児が療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けているときの取扱いについては、障害の程度が

「A」と記載されているものは政令別表第3の1級に該当するものとして認定してさしつかえないこととしている。

東京都では療育手帳に相当する制度として「愛の手帳」を設けているが、処分庁は、「愛の手帳」における障害の程度が最重度の「1度」及び重度の「2度」が、療育手帳における障害の程度「A」の区分に相当するものとして、特別児童扶養手当における障害の等級を1級と認定することとしている（東京都心身障害者福祉センター発行の「特別児童扶養手当支給事務の手引」令和3年度版14頁及び17頁参照）

(5) 認定基準

ア 認定要領の別添1において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

イ 認定基準第7節・1は、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級に該当するものと認定することとしている。

ウ 認定基準第7節・2は、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとし、区分ごとに認定の基準を定めている。

そして、本件診断書によると、本件児童の障害の原因となった傷病名は「知的発達障害 ICD-10コード（F72、F849）」（別紙1・①）、合併症として「自閉スペクトラム症」（別紙1・③）と記載されていることから、以下、認定基

準のうち、知的障害及び発達障害に関するものについて触れておく。

エ 認定基準第7節・2・D・(2)は、「知的障害」における障害の程度について、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級としている。なお、標準化された知能検査による知能指数でいうと、「おおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

そして、同・(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」、「知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、同・(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

オ 認定基準第7節・2・E・(2)は、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」、「発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

そして、同・(3)は、発達障害における障害程度について、各等級に相当するものとして、「発達障害があり、社会性やコミ

コミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級としており、また、同・(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

- (6) 法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

以上を前提に、本件児童の知的障害及び発達障害の障害程度について、本件診断書の記載に基づいて、検討する。

- (1) 本件診断書によれば、本件児童の知的障害については、「知能指数又は発達指数」は「IQ37」、「テスト方式」は「田中ビネー」、「判定」は「重度」（判定年月日平成30年3月31日）とされ、その具体的程度等については「全般的な発達の遅れあり。田中ビネー知能検査（〇〇歳）IQ=37。ADOS-2（〇〇歳）診断分類=自閉症スペクトラム」と記載されている（別紙1・⑦）。

上記の判定は、「重度」とされているものの、判定年月日が平成30年3月31日（〇〇歳時）とされていることからすると、前回診断書の記載をそのまま転記しているものと考えられる。そして、〇〇歳時に実施した田中ビネー知能検査がIQ37とされていることからすれば、知的障害は中度相当と考えられる。

- (2) また、「発達障害関連症状」として、「相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動、その他」が該当するとされ、具体的症状等とし

ては、「言葉でのコミュニケーションは困難。光過敏あり。多動や癩癩に対して投薬を行っている。」と記載されている（別紙1・⑧）。

しかし、「問題行動及び習癖」については、「食事の問題（偏食）及びその他（強度な不眠）」が該当するのみであり、興奮や暴行などの攻撃的行動がなく（別紙1・⑩）、多動や癩癩も投薬により抑えられていると考えられる（同・⑧）。

発達障害は、「社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」とされているところ（認定基準第7節・2E・(2)）、上記記載によれば、「著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」（1級相当）とまでは読み取れない。

- (3) 「日常生活能力の程度」については、「食事」、「洗面」及び「入浴」はいずれも「全介助」、「排泄」は「おむつ必要、全介助」、「衣服」は「脱げない、着れない、ボタン不能」、「危険物」は「全くわからない」、「睡眠」は「夜眠らず騒ぐ」とされ、それらの具体的内容として、「生活全般において上記介助を要する。」とあるが（別紙1・⑬）、本件児童と同年齢（〇〇歳）の障害のない児童の日常生活能力を考えた場合でも、ある程度の介助や注意が必要な年齢であることを考慮する必要がある。
- (4) 「要注意度」については、「常に嚴重な注意が必要」とされ（別紙1・⑭）、「医学的総合判定」は、「常時介助を要するため、保護者の負担軽減のため社会的支援が望ましい。」とされている（別紙1・⑮）。
- (5) 以上の本件診断書の記載を基に、知的障害による、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して（認定基準第7節・2・D・(3)）、また、社会行動やコミュニケーション能力の障害により、日常生活に著しい制限を受けることに着目して（同

・ E ・ (2) ) 、 諸 症 状 を 総 合 的 に 判 断 す る と 、 「 知 的 障 害 が あり 、 食 事 や 身 の ま わ り の こ と を 行 う の に 全 面 的 な 援 助 が 必 要 で あ っ て 、 かつ 、 会 話 に よ る 意 思 の 疎 通 が 不 可 能 か 著 し く 困 難 で あ る た め 、 日 常 生 活 が 困 難 で 常 時 援 助 を 必 要 と す る も の 」 ( 1 級 相 当 。 同 ・ D ・ (2) ) 又 は 「 発 達 障 害 が あり 、 社 会 性 や コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 が 欠 如 し て お り 、 かつ 、 著 し く 不 適 応 な 行 動 が 見 ら れ る た め 、 日 常 生 活 へ の 適 応 が 困 難 で 常 時 援 助 を 必 要 と す る も の 」 ( 1 級 相 当 。 同 ・ E ・ (3) ) と 認 め る こ と は 困 難 で あ る 。

以上により、知的障害及び発達障害の諸症状を総合的に判断すると、本件児童の障害の状態は、政令別表が定める1級の障害の状態である「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」とまではいえず、同2級の障害の状態である「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると判断するのが相当である。

(6) 以上のとおり、本件児童の障害の状態は、政令別表に定める2級の障害の状態に該当すると判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、審査結果として、本件児童の障害等級を2級、有期認定2年と判断していることが認められる。

したがって、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が、本件児童の障害等級を2級とし、手当月額を34,970円に改定する旨の本件処分を違法又は不当なものということはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件診断書は前回診断書と同様に作成・提出されたにもかかわらず、1級から2級に改定されたことを不服とし、本件児童の生活状況を説明するとともに、追加診断書や愛の手帳2度の判定証明書を提出している。

しかし、手当に係る障害の認定の判断は、上記1・(3)のとおり、認定の際に提出された診断書の記載内容を基に、総合的に判断すべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すれば、本件児童の障害の程度は、障害等級2級に該当することは上記2で述

べたとおりである。

なお、請求人が主張する本件児童の生活状況及びこの内容に相違ない旨記載する追加診断書は、本件処分後に作成されたものである上、そこに記載された異常行動や、衝動的行動、攻撃的行動、異常行動等の問題行動は、本件診断書の「問題行動及び習癖」（別紙1・⑦）には全く記載されていないものである。

また、愛の手帳2度の判定は、同じく本件処分後の令和4年2月25日に判定されたものであり（従来は3度）、同判定により、本件診断書に基づく本件処分に直ちに誤りがあるということとはできない。

したがって、請求人の主張は、いずれも本件処分の取消しを求めるものとして採用することはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）